

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者文化創造発信拠点整備・運営事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づく、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」の実現を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めのあるものほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別に定める川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業プロポーザル評価委員会において選定された者（以下「事業者」という。）とする。

(整備に伴う対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる整備に伴う経費は、施設全体の供用部分及び基本計画において若者文化に位置付けられているコンテンツで利用する部分の整備に伴う費用とする。ただし、初年度のみに係る費用とする。

(維持管理に伴う対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる維持管理に伴う経費は、施設全体の供用部分及び基本計画において若者文化に位置付けられているコンテンツで利用する部分の保守、維持管理に伴う費用であって、事業実施に必要な次にあげる経費とする。

会議費、旅費交通費、通信運搬費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、賃借料、使用料、燃料費、謝礼金、租税公課、修繕費、委託費、図書資料購入費、支払手数料、保険料、研修費、諸会費、雑費、その他市長が必要と認めた費用

(対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、第9条に規定する交付決定を行った日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第4条に定める経費については5,600万円、第5条に定める経費については2,100万円をそれぞれ上限とする。

(交付申請)

第8条 事業者は、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付決定通知書

(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、本条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。

(市内中小企業者への優先発注)

第10条 事業者は、補助金の交付決定額が100万円を超える、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方針により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が100万円(税込)を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(100万円を超える発注について本市への報告書等提出)

第11条 事業者は、補助金の交付決定額が100万円を超える、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、第17条に定める実績報告を行う際に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 発注実績報告書(第4号様式)

(2) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第5号様式)

2 前項第1号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が100万円(税込)を超える支出となる案件について記載するものとし、第10条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第6号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は事業者に対して直近の4月1日以降に誓約書(見積書を徴収する時点において、記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない場合に限る)を提出している者を除く。

4 本条第1項第2号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第10条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 事業者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金取下げ申請書(第7号様式)により、申請を取り下げができる。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、前条の規定による取下げ申請を受理した場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業公募要領に定める参加資格要件に抵触していること

が認められたとき

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受けたとき
- (3) 補助金を補助の対象となる経費以外の用途に使用したとき
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当していることが認められたとき
- (5) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消を決定したときは、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付取消通知書（第8号様式）により、事業者に通知するものとする。

（変更、中止等の申請）

第14条 事業者は、交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業変更・中止申請書（第9号様式）により、市長に変更、中止等の申請をしなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）
- (2) 事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

（変更、中止等の承認）

第15条 市長は、前条の規定による変更、中止等の申請を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、承認することとしたときは、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業変更・中止承認通知書（第10号様式）により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更、中止等の申請の内容を承認する場合において、必要と認めるときは条件を付すことができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付決定の取消の決定、又は変更、中止の承認をした場合において、事業の取消又は変更、中止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第17条 事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業完了届（第11号様式）
- (2) 事業の内容及び成果等が明確に分かる書類
- (3) 補助金に関する収支報告書
- (4) 第11条に規定する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第18条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付確定通知書（第12号様式）により、事業者に通知する。

（補助金の請求等）

第19条 事業者は、前条の通知を受理した後速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(書類等の整理)

第20条 事業者は、事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備えるとともに、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があるときは前項の書類の提出を求めることができる。

(警察本部への照会)

第21条 市長は、必要に応じ、事業者が第13条第1項第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、事業者の同意を得るものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金申請書

年　月　日

(宛先) 川崎市長

事業者名

代表者名

住　所

電　話

次のとおり川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金の交付を申請します。

なお、暴力団経営支配法人等でないことを確認するため、本申請（添付書類含む）に記載している個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

1 申請額 円

2 添付書類

事業計画書

事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

その他()

第2号様式（第9条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金につきましては、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件をつけて交付することを決定しましたので通知します。

- 1 交付決定金額 円
2 上記1の額が申請書の補助申請金額と異なる場合はその理由

川崎市長 印

(補助金交付の条件)

- 1 この補助金は、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱第4条及び第5条で定められた経費にのみ使用すること。
2 補助金を上記1以外の目的に使用したとき又は川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱第13条に該当した場合、補助金の全部又は一部を返還すること。
3 その他 ()

第3号様式（第9条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金の交付につきましては、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

川崎市長 印

交付しない理由



第4号様式（第11条関係）

年　月　日

発注実績報告書

川崎市長様

所在地

企業・団体名

代表者職名

氏　名

年　月　日付け川崎市指令　第　号で交付決定された事業について、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業助金交付要綱第11条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名

2 発注実績

対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約は下記のとおりです。

(単位：円)

	契約日	契約種別(工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約実績はありません。

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
 (2) その他 ()

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第5号様式（第11条関係）

年　月　日

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

川崎市長様

所在地

企業・団体名

代表者職名

氏　名

1 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2 発注先

3 提出する見積書の種類及び数量（※辞退届を含む。）

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

--

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業助金交付要綱第10条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還します。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第6号様式（第11条関係）

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）
(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるもののとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)

事業者名

事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

資本金の額

円

職員総数

人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

第7号様式（第12条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金取下げ申請書

年　　月　　日

(宛先) 川崎市長

事業者名

代表者名

住　　所

電　　話

年　　月　　日付け川崎市指令　　第　　号で決定のあった川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金の交付決定について、次の理由により申請を取り下げます。

取下げの理由



第8号様式（第13条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付取消通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号で決定のあった川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金について、川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、交付の決定を取り消しましたので通知します。

取消後の交付金額 円

交付取消の理由

[]

川崎市長 印

第9号様式（第14条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業変更・中止申請書

年　　月　　日

(宛先) 川崎市長

事業者名

代表者名

住　　所

電　　話

年　　月　　日付け川崎市指令　　第　　号で決定のあった川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業について、次の理由により変更・中止を申請します。

変更・中止の理由



第10号様式（第15条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業変更・中止承認通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業の変更・中止につきましては、次の条件を付けて承認しましたので通知します。

変更・中止承認後の交付金額 円

承認の条件

[]

川崎市長 印

第11号様式（第17条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業完了届

年　　月　　日

(宛先) 川崎市長

事業者名

代表者名

住　　所

電　　話

年　　月　　日付け川崎市指令　　第　　号で決定のあった川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業が完了しましたので、次の書類を添付して届け出ます。

- 事業の内容及び成果等が明確に分かる書類
- 補助金に関する収支報告書
- 発注実績報告書（第4号様式）
- 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）
- 誓約書（第6号様式）
- その他()

第12号様式（第18条関係）

川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金交付確定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定した川崎市若者文化創造発信拠点整備・運営事業補助金につきましては、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 交付確定金額 円

2 上記1の額が交付決定金額と異なる場合はその理由

[]

川崎市長 印